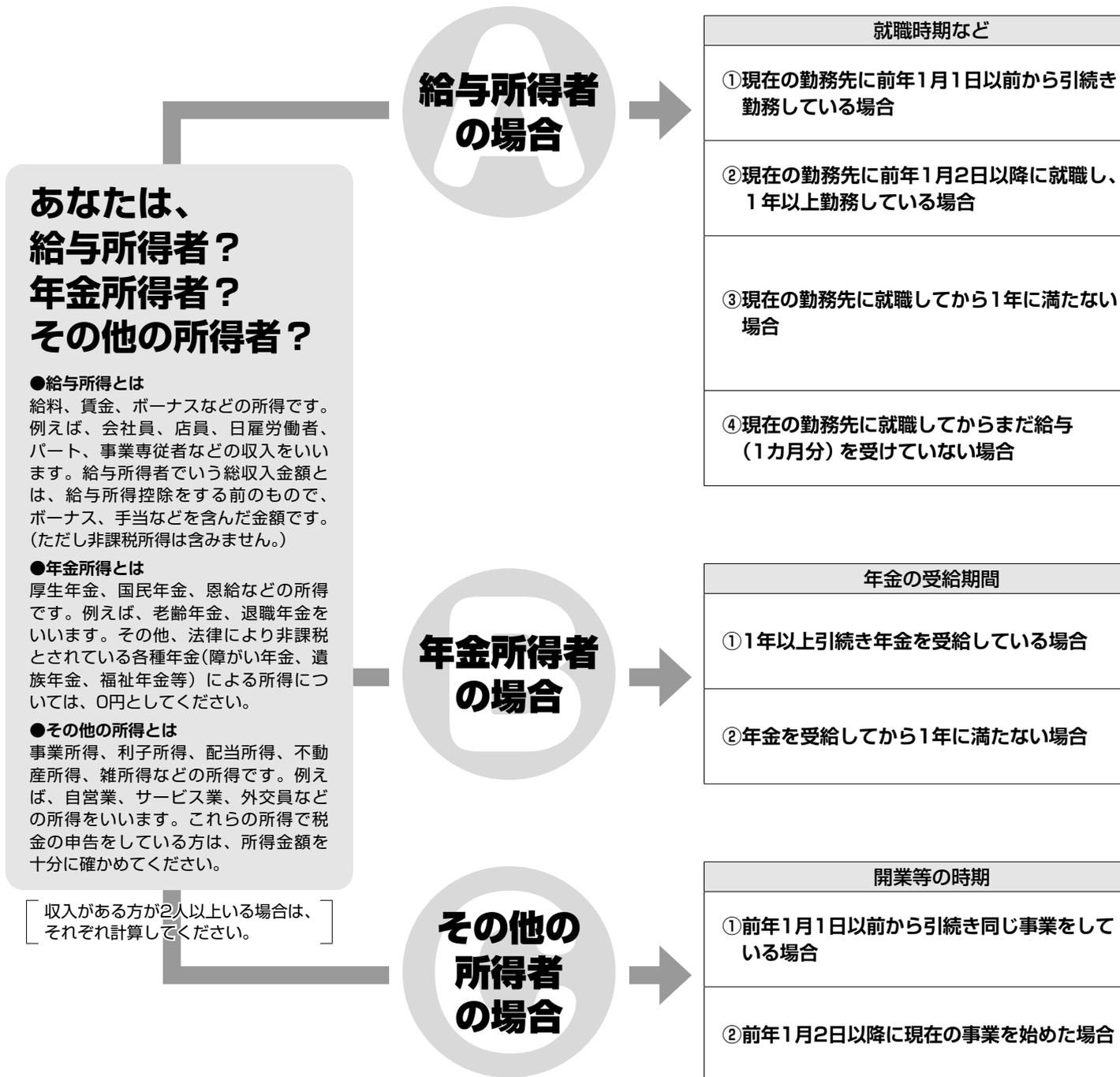
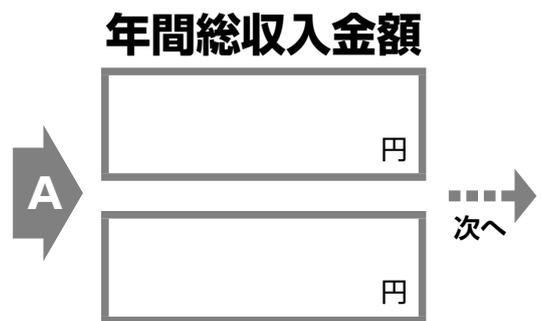


# 収入基準（月収額の計算方法）

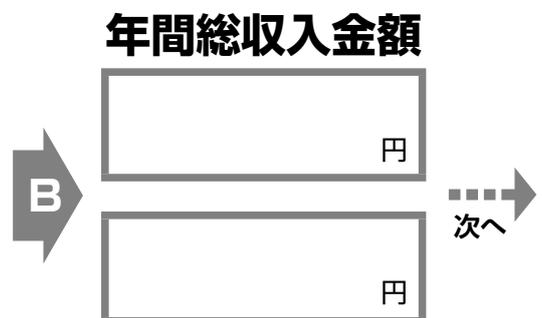
## 1. まず、年間総収入（所得）金額を計算します。



計 算 の し か た	
前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)	
勤務した翌月から12カ月間の総収入金額	
次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$	
次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与×12	



計 算 の し か た	
前年分の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	
年金証書の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	



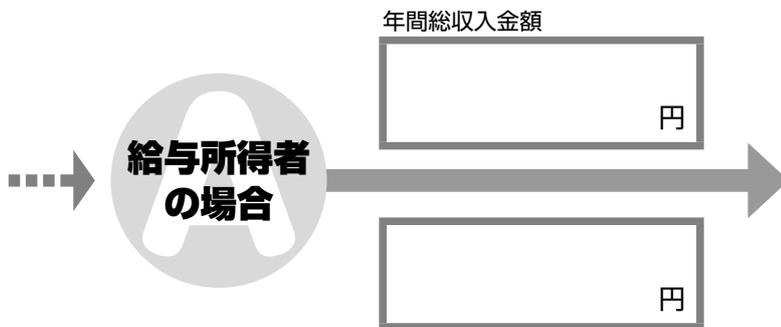
計 算 の し か た	
前年分の年間所得金額	
事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※【A 給与所得者の場合】を参考にしてください。	



- 日雇労働者の場合、給与所得者として賃金を受けている場合は「A 給与所得者の場合」で計算してください。また、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「C その他の所得者の場合」で計算してください。
- 退職予定の場合、申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、以後無職無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- 勤務することが確実な方の場合、勤務開始後、1ヵ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ、入居できません。

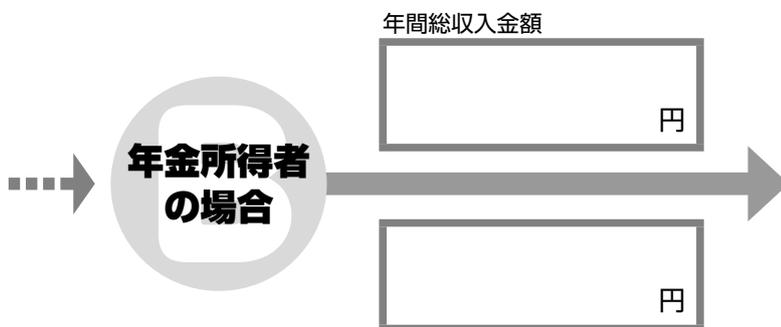
## 2. 次に、年間総収入金額から年間所得金額を計算します。

収入金額によって計算方法が異なります。

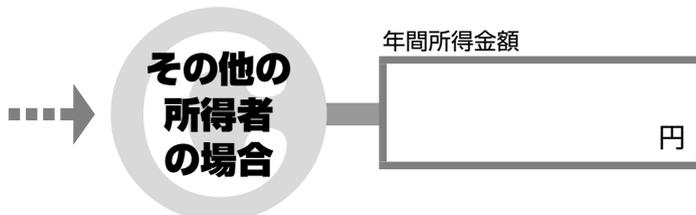


年間総収入金額	
651,000円未満	
651,000円以上	1,900,000円未満
1,900,000円以上	3,600,000円未満
3,600,000円以上	6,600,000円未満
6,600,000円以上	8,500,000円未満
8,500,000円以上	

年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

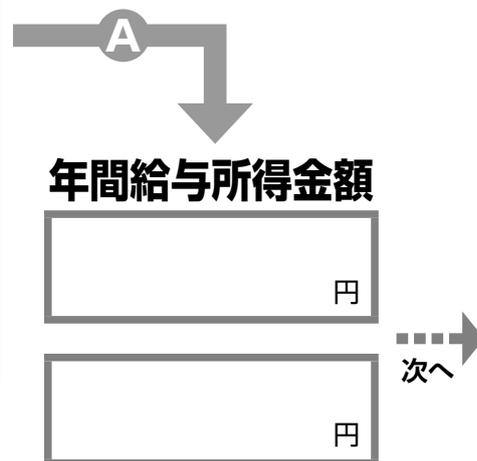


年 齢	年間総収入金額
65歳以上	1,100,001円以上
	3,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上
64歳以下	600,001円以上
	1,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上



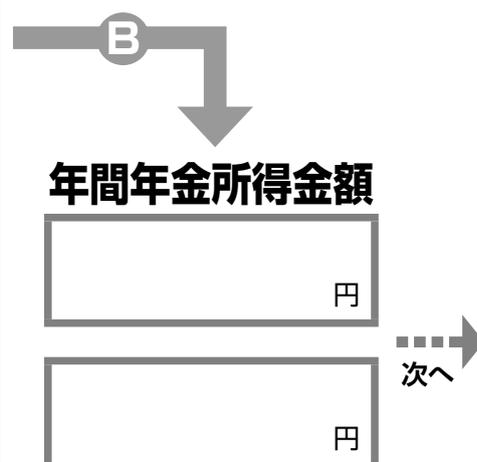
年間給与所得金額		
年間給与所得金額 = 0		
年間総収入金額 - 650,000円		-最高10万円※
年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	$A \times 0.7 - 80,000$ 円	-10万円
	$A \times 0.8 - 440,000$ 円	
年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円		
年間総収入金額 - 1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

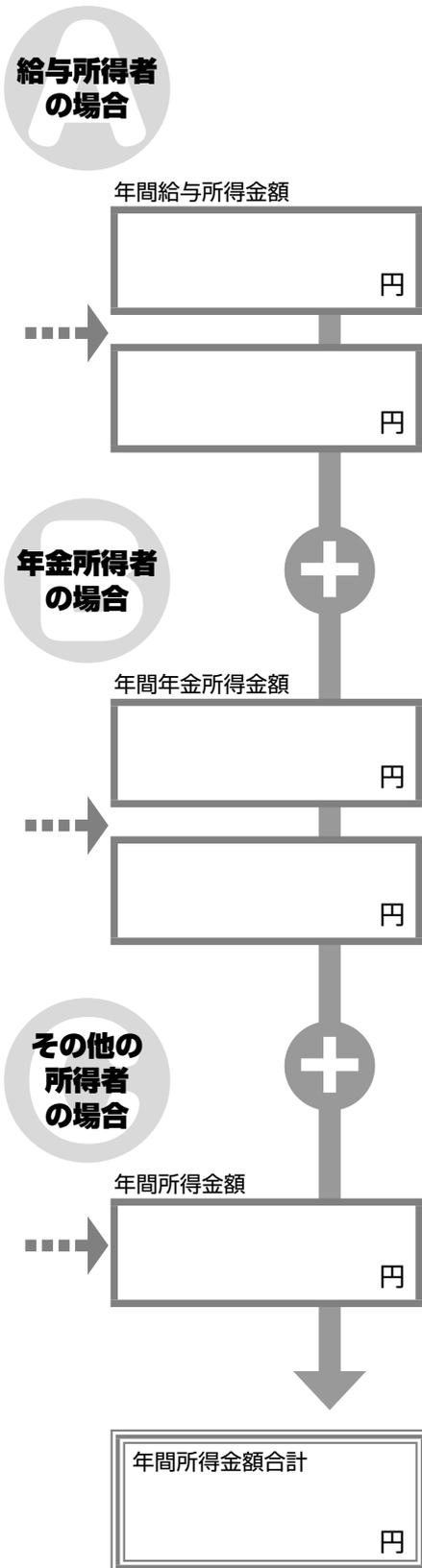


入金額	年間年金所得金額	
1,100,000円以下	年間年金所得金額 = 0	
3,299,999円以下	年間総収入金額 - 1,100,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	-10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	
9,999,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	
600,000円以下	年間年金所得金額 = 0	
1,299,999円以下	年間総収入金額 - 600,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	-10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	
9,999,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	

※10万円未満のときはその金額



### 3. 最後に、控除額を差し引いて月収額を計算します。



控除の種類	控除対象となる方
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族
老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方
老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方
扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方
障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳の交付を受けている方</li> <li>戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> <li>知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方</li> <li>精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など</li> </ul>
特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方</li> <li>戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方</li> <li>知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など</li> <li>精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など</li> </ul>
寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方</li> <li>夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方</li> </ul>
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</li> <li>生計を一にする子（その年の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること</li> <li>合計所得金額が500万円以下であること</li> </ul>

※控除額を誤って計算されますと、収入基準に合わない場合がありますので、ご注意ください。

年間所得金額合計から控除額の合計を差し引いてください。

控除額の計算				控除額
1人につき 38万円	×	人	=	円
1人につき 10万円	×	人	=	円
1人につき 25万円	×	人	=	円
1人につき 27万円	×	人	=	円
1人につき 40万円	×	人	=	円
1人につき 最高27万円 <small>(左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額)</small>	×	人	=	円
1人につき 最高35万円 <small>(左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額)</small>	×	人	=	円
				円

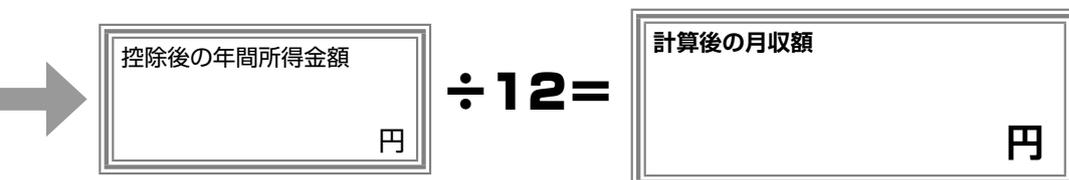
**★計算後の月収額が**

158,000円以下であれば申込むことができます。

※計算後の月収額が158,000円を超える方でも16ページの裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

※申込みにあたっては、他の申込資格を満たしている必要があります。

(申込資格については15、37～50ページをご参照ください。)



# 収入基準（月収額の計算例）

## ■ 月収額の計算例 ①（給与所得者が2人の場合）

### 給与所得者記入欄

年間総収入金額						年間総収入金額									
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
Ⓐ 大阪太郎	3	8	5	0	0	0	0	Ⓑ 大阪はるか	1	0	8	0	0	0	0

### 年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉞ 651,000円未満	年間給与所得 = 0	
㉟ 651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
㊱ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A × 0.7 - 80,000円
		A × 0.8 - 440,000円
㊲ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	-10万円
㊳ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
㊴ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

大阪はるか  
1,080,000円 - 650,000円 - 100,000円  
= 330,000円

大阪太郎  
3,850,000円 ÷ 4000 = 962.5円  
(1円未満切り捨て)  
962円 × 4000 × 0.8 - 440,000円 - 100,000円  
= 2,538,400円

※10万円未満のときはその金額

Ⓐの年間給与所得金額	+	Ⓑの年間給与所得金額	+
百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円	
2 5 3 8 4 0 0		3 3 0 0 0 0 0	

控除	控除	金額
特別控除	① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 3人 = 114万円
	② 老人控除対象配偶者控除	[同一生計配偶者で70歳以上の方] [扶養親族で70歳以上の方]
	③ 老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円
	④ 扶養親族控除	[扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 = 25万円
	⑤ 障がい者控除	[障がい者がいる場合] 27万円 × 1人 = 27万円
	⑥ 特別障がい者控除	[特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円
	⑦ 寡婦控除	[寡婦であって所得のある方] 最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)
	⑧ ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある方] 最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)

妻・長女・長男  
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

長男(身体障がい者4級)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例  
大阪太郎さん  
の場合

- ・本人（59歳）（大阪太郎さん）
- ・妻（55歳）（大阪花子さん）
- ・長女（25歳）（大阪はるかさん）
- ・長男（16歳）（大阪一郎さん）

年間総収入金額 3,850,000円（会社員）  
 年間総収入金額 0円（無職）  
 年間総収入金額 1,080,000円（会社員）  
 年間総収入金額 0円（高校生）

年金所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉓							

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉔							

その他の所得者記入欄

年間所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉕							

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㉖ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉖ 60万円以下	年間年金所得=0	
	㉗ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㉗ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	㉘ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉘ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	㉙ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉙ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
㉚ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	㉚ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円			

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

㉓の年間年金所得金額 + ㉔の年間年金所得金額 + ㉕の年間所得金額

百	十	万	千	百	十	円

㉓～㉕を合計します。

百	十	万	千	百	十	円
2	8	6	8	4	0	0

申込世帯全員の年間総所得金額

百	十	万	千	百	十	円
1	6	6	0	0	0	0

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百	十	万	千	百	十	円
1	2	0	8	4	0	0

÷ 12 =

申込世帯の月収額					
十	万	千	百	十	円
1	0	0	7	0	0

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込みことができます。

## ■ 月収額の計算例 ② (給与所得者と年金所得者がいる場合)

### 給与所得者記入欄

年間総収入金額						年間総収入金額									
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
①	大阪太郎	4	8	0	0	0	0	②							

### 年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉞ 651,000円未満	年間給与所得 = 0	
㉟ 651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
㊱ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A × 0.7 - 80,000円
㊲ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 440,000円
㊳ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	-10万円
㊴ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

大阪太郎  
 $4,800,000円 \div 4000 = 1,200円$   
(1円未満切り捨て)  
 $1,200円 \times 4000 \times 0.8 - 440,000円 - 100,000円 = 3,300,000円$

※10万円未満のときはその金額

①の年間給与所得金額

②の年間給与所得金額

百	十	万	千	百	十	円
3	3	0	0	0	0	0

+

百	十	万	千	百	十	円

+

控除	① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(申込者本人を除く)及び遠隔地扶養親族]
特別控除		38万円 × 3人 = 114万円
	② 老人控除対象配偶者控除	[同一生計配偶者で70歳以上の方]
	③ 老人扶養控除	[扶養親族で70歳以上の方]
		10万円 × 1人 = 10万円
	④ 扶養親族控除	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方]
		25万円 × 1人 = 25万円
	⑤ 障がい者控除	[障がい者がいる場合]
		27万円 × 1人 = 27万円
	⑥ 特別障がい者控除	[特別障がい者がいる場合]
		40万円 × 人 = 万円
	⑦ 寡婦控除	[寡婦であって所得のある方]
		最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)
	⑧ ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある方]
		最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)

妻・長女・母  
(本人は除く)

母(80歳)

長女(大学生・19歳)

母(身体障がい者4級)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例  
大阪太郎さん  
の場合

- ・本人（53歳）（大阪太郎さん）
- ・妻（52歳）（大阪花子さん）
- ・長女（19歳）（大阪はるかさん）
- ・母（80歳）（大阪ヨシ子さん）

年間総収入金額 4,800,000円（会社員）  
 年間総収入金額 0円（無職）  
 年間総収入金額 0円（大学生）  
 年間総収入金額 840,000円（年金）

年金所得者記入欄

年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
◎大阪ヨシ子	8 4 0 0 0 0

年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
①	

その他の所得者記入欄

年間所得金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
⑤	

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㉞ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉞ 60万円以下	年間年金所得=0	
	㉟ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㉟ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	㊱ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㊱ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	㊲ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㊲ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	㊳ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㊳ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

◎の年間年金所得金額 + ①の年間年金所得金額 + ⑤の年間所得金額

百 十 万 千 百 十 円	+	百 十 万 千 百 十 円	+	百 十 万 千 百 十 円

㉞～㉟を合計します。

百 十 万 千 百 十 円	3 3 0 0 0 0 0
---------------	---------------

申込世帯全員の年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円	1 7 6 0 0 0 0
---------------	---------------

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百 十 万 千 百 十 円	1 5 4 0 0 0 0	÷ 12 =	申込世帯の月収額
			十 万 千 百 十 円
			1 2 8 3 3 3

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込みことができます。

## ■ 月収額の計算例 ③ (給与所得者とその他所得者がいる場合)

### 給与所得者記入欄

年間総収入金額					年間総収入金額										
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
① 大阪花子	9	9	0	0	0	0	0	②							

### 年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉞ 651,000円未満	年間給与所得 = 0	
㉟ 651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
㊱ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A × 0.7 - 80,000円
㊲ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 440,000円
㊳ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	-10万円
㊴ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

大阪花子  
990,000円 - 650,000円 - 100,000円  
= 240,000円

①の年間給与所得金額

百	十	万	千	百	十	円
2	4	0	0	0	0	0

②の年間給与所得金額

百	十	万	千	百	十	円

+

控除	① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(申込者本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 4人 = 152万円
特別控除	② 老人控除対象配偶者控除	[同一生計配偶者で70歳以上の方] [扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 人 = 万円
	③ 老人扶養控除	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 = 25万円
	④ 扶養親族控除	[障がい者がいる場合] 27万円 × 人 = 万円
	⑤ 障がい者控除	[特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 = 万円
	⑥ 特別障がい者控除	[寡婦であって所得のある方] 最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)
	⑦ 寡婦控除	[ひとり親であって所得のある方] 最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)
	⑧ ひとり親控除	

妻・長男・二男・長女  
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例  
大阪太郎さんの  
場合

- ・本人 (50歳) (大阪太郎さん)
- ・妻 (45歳) (大阪花子さん)
- ・長男 (16歳) (大阪一郎さん)
- ・二男 (14歳) (大阪次郎さん)
- ・長女 (12歳) (大阪はるかさん)

年間総収入金額 2,500,000円 (自営業)  
 年間総収入金額 990,000円 (パート)  
 年間総収入金額 0円 (高校生)  
 年間総収入金額 0円 (中学生)  
 年間総収入金額 0円 (小学生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉓							

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉔							

その他の所得者記入欄

年間所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉕ 大阪太郎	2	5	0	0	0	0	0

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額		
65歳以上の方	㉖ 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	㉖ 60万円以下	年間年金所得 = 0		
	㉗ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		- 最高10万円※	㉗ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	- 最高10万円※
	㉘ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		- 10万円	㉙ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	- 10万円
	㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円			㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円			㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

㉓の年間年金所得金額

百	十	万	千	百	十	円

㉔の年間年金所得金額

百	十	万	千	百	十	円

㉕の年間所得金額

百	十	万	千	百	十	円
2	5	0	0	0	0	0

㉓～㉕を合計します。

百	十	万	千	百	十	円
2	7	4	0	0	0	0

申込世帯全員の年間総所得金額

百	十	万	千	百	十	円
1	7	7	0	0	0	0

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百	十	万	千	百	十	円
9	7	0	0	0	0	0

÷ 12 =

申込世帯の月収額					
十	万	千	百	十	円
8	0	8	3	3	

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申し込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申し込むことができます。

# 収入基準（月収額計算表）

入居予定者全員の収入を確かめて、月収額を計算してください。  
 所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収額を  
 給与所得者記入欄

年間総収入金額					年間総収入金額					年間総収入金額				
(なまえ)	百	十	万	千	(なまえ)	百	十	万	千	(なまえ)	百	十	万	千
①				円	②				円	③				円

**年間給与所得金額の計算方法**

年間総収入金額	年間給与所得金額
㉞ 651,000円未満	年間給与所得 = 0
㉟ 651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 - 最高10万円※
㊱ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 A × 0.7 - 80,000円 A × 0.8 - 440,000円
㊲ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	
㊳ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
㊴ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円



控除	項目	条件	計算式
特 別 控 除	① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円 × 人 = 万円
	② 老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円 × 人 = 万円
	③ 老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	25万円 × 人 = 万円
	④ 扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	
特 別 控 除	⑤ 障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・ 身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ 知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円 × 人 = 万円
	⑥ 特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・ 知的障がい者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方 ・ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方	40万円 × 人 = 万円
	⑦ 寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)
	⑧ ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・ 生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・ 合計所得金額が500万円以下であること	最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)

計算してください。

年金所得者記入欄

その他の所得者記入欄

年間総収入金額					年間総収入金額					年間所得金額										
(なまえ)					(なまえ)					(なまえ)										
百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円
①							⑤							⑥						

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㉞ 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	㉞ 60万円以下	年間年金所得 = 0	
	㉟ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㉟ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	- 最高10万円※
	㊱ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㊱ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	- 10万円
	㊲ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㊲ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	㊳ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㊳ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

①の年間年金所得金額 + ⑤の年間年金所得金額 + ⑥の年間所得金額

百	十	万	千	百	十	円	+	百	十	万	千	百	十	円	+	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

①～⑥を合計します。

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

申込世帯全員の年間総所得金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百	十	万	千	百	十	円	÷ 12 =	申込世帯の月収額					
								十	万	千	百	十	円

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申し込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額	
158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申し込むことができます。	